

意見 1 新東名厚木南ICの開通と国道129号戸田交差点周辺の渋滞対策等について

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・	（1）下津古久自治会長 ■新東名の厚木南インターチェンジの開通や国道129号の戸田交差点のアンダーパス化などの道路整備により、周辺道路へ様々な影響が出ている。 相模川より東方面への新東名の計画と、戸田交差点より東側の県道22号線の道路整備の状況について伺いたい。	【市長】 ■東京方面のアクセスについての必要性は十分に認識していますが、新東名の相模川から東方面については、現在のところ新たな計画は伺っていません。 新東名を東京方面に延伸するには、現状の交通量を考慮すると、倍くらいの車線がないと渋滞緩和等に効果がないのではないと思っています。このことは、国交省の大臣含めて幹部にも伝えていますが、今のところ動きは見られない状況です。 【道路部長】 ■県道22号の戸田交差点から東側については、戸田から海老名市の門沢橋の区間が、「かながわのみちづくり計画」の中で、事業化検討箇所に位置付けられ、平成31年3月に神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて、相模川左岸部の道路拡幅に向けた都市計画決定がされています。 区間は、用田橋交差点から東河原交差点までの2.1キロメートルで、現行の2車線道路を4車線化にする計画です。拡幅されると、将来的には渋滞がかなり解消されるのではないかと期待しています。 平成28年6月に事業説明会が開催され、上戸田交差点から戸沢橋西交差点までの210mの区間において、歩道を整備中と伺っています。川側140mについてはすでに整備済みで、残り50mについては現在用地交渉中です。南側の整備については、まだ計画段階であり整備の時期等は未定とのこと。	【道路部】道路管理課国県道調整担当 ■現在、令和5年度の開通を目指して新東名伊勢原ジャンクションから御殿場間の工事が進んでいます。 厚木南以東から東京に至るまでの区間につきましては、新東名高速道路の着実な進ちょくを踏まえつつ、今後、国において検討されるものと考えています。 戸田交差点から東側の県道22号につきましては、「かながわのみちづくり計画」において、平成31年に相模川左岸部に、道路拡幅の都市計画決定がされ、4車線化の道路事業が実施される予定です。4車線化で供用されると渋滞が大幅に減少する効果が期待できます。 また、この都市計画決定事業のほか、本市区域では、平成28年から上戸田交差点から戸沢橋西交差点までの区間の歩道整備（北側部のみ）が進んでおり、早期整備を要請してまいります。 ≪中間報告以降の状況等≫ ■中間報告以降においても変更等はありません。
	（2）下津古久自治会長 ■県道22号線を伊勢原方面から戸田交差点に向かい左折する車両の増加により渋滞が起きている。渋滞解消に向けた対策はないのか。	【道路部長】 ■伊勢原方面から戸田交差点に進むと、左折、直進、右折の各レーンが設けられていますが、直進する車が多いため右左折レーンまで進めないことが、渋滞の原因となっています。 県では、相模川左岸部の県道の拡幅工事が完了すると、直進する車もスムーズに流れるのではないかと予測しています。 また、左折レーンを延長することで車両の通行が円滑になると思われますので、県に左折レーンを延長するよう要望してまいります。	【道路部】道路管理課国県道調整担当 ■この交差点の混雑の主たる要因は、直進する車両が多く、右左折レーンまで進めないことであると県でも認識しています。 現在、都市計画決定された相模川左岸部の整備に期待するとともに、残る本市内区間の拡幅等を要請してまいります。 ≪中間報告以降の状況等≫ ■中間報告以降においても変更等はありません。
	（3）下津古久自治会長 ■戸田交差点から長沼交差点までの間で、長時間停車するトラックの排ガスや運転手の出すごみなどで困っている。対策としてトラックステーションなどを検討してほしい。	【市長】 ■トラックの長時間停車は、長年の課題となっており、主に、物流のトラックが時間調整のため停車しています。 市では、駐車しているドライバーへの呼び掛けやチラシ配布等を実施していますが、一時的に効果はあるものの、すぐに元の状態に戻ってしまいます。 引き続き、道路管理者である県や警察と連携して対策を検討していきます。	【協働安全部】交通安全課 ■引き続き、警察に取締りやドライバーへの呼びかけを要望しました。 また、警察とともに、一般社団法人神奈川県トラック協会に路上駐車を控えていただくよう会員に周知願う旨要望しました。 ≪中間報告以降の状況等≫ ■中間報告以降においても変更等はありません。

交通 関 連	(4) 下津古久自治会長 ■新東名の側道や付替え道路の整備により、車両の流れが変わり生活道路への流入が増えたため、優先道路や一時停止、時間帯侵入禁止を新たにしてほしい。	【協働安全部長】 ■一時停止や時間指定による指定方向外進行禁止など道路交通法に関する規制については、県公安委員会が所管となり厚木警察署が窓口となります。 一時停止については、交差点通行の優先順位を明確にし、交通事故の未然防止、危険防止の措置を徹底させ、交差点及びその付近における交通の安全と円滑を図るため設置しています。交差点の幅員や交通量等から優先関係を判断し、広い道路と狭い道路の場合は狭い道路に、幅員が同じ場合は交通量の少ない道路などのように、一時停止を設けています。 また、指定方向外進行禁止については、交差点において特定方向以外の方向へ進行を禁止することにより、交通の安全と円滑を図っています。 本規制を設けることで、右左折等を禁止された車両が他の交差点において集中するなど、周辺に新たな交通障害が生じることがないように設定するとともに、通学時間帯など時間を指定して規制することで、生活道路への車両の進入を制限し、交通の安全と円滑を図っています。	【協働安全部】交通安全課 ■厚木警察署に、御提案の内容を伝えました。今後については、地域住民の生活に支障をきたさないよう、厚木警察署と協力して考えていきます。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。
	(5) 下津古久自治会長 ■国道129号上落合入口信号を時差式信号から矢印信号へ変更してほしい。	【協働安全部長】 ■信号機の改良など、道路交通法に関することは県公安委員会が所管し、厚木警察署が窓口となります。 当該交差点は、現在、時差式信号のため、交差点を直進する車両も右折車両が右折する間進行することができますが、当該信号を改良した場合、右折矢印信号の点灯時は直進車両も停車しなければならず、また、右折待機車両の有無にかかわらず右折矢印信号の表示がされるため、右折待機車両が少ない時間帯の直進車両においても停車することとなり、国道の円滑な進行が妨げられます。 当該交差点は、国道と市道からなる交差点であり、国道の円滑な交通を確保しなければならないことから矢印信号への変更は困難であると考えています。	【協働安全部】交通安全課 ■協働安全部長回答のとおりとなりますが、現場を確認した上で、再度、厚木警察署に地域住民の要望として御提案の内容を伝えました。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。
	(6) 下津古久自治会長 ■酒井土地区画整理区域内の都市計画道路がどのように整備されるのか伺いたい。	【市街地整備担当部長】 ■酒井下津古久線については、現状の道路は、約9m程度の歩道も狭い道路となっておりますが、都市計画道路に位置付け、酒井土地区画整理事業の中で、北側一方後退により道路幅員16mに拡幅する予定としています。また、事業に合わせて、信号の位置も変更になります。	【都市整備部】まちづくり推進課 ■土地区画整理事業に伴い整備する地区内の都市計画道路は、酒井下津古久線と酒井長谷線の2路線ですが、酒井下津古久線については、市街地整備担当部長の回答のとおりとなります。 また、酒井長谷線については、幅員16mで一部既存道路を拡幅し、地区の南端中央部から東端北部までを整備する計画です。 《中間報告以降の状況等》 ■令和元年9月13日に、市が厚木市酒井土地区画整理組合の設立を認可し、土地区画整理事業が開始されました。 今後については、組合が地区内に都市計画道路酒井下津古久線と酒井長谷線の2路線を整備する計画です。 また、10月24日に開催された相川地区自治会連絡協議会において、組合の設立認可を報告しています。

意見 2 戸田交差点のアンダーパス化による影響			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	（1）厚木リバーサイド自治会長 ■戸田交差点のアンダーパス化によって通学路である歩道橋が風の通り道となり、歩道橋を渡る子どもの帽子が飛ばされるなどしているため、何か対策をしてほしい。	【市長】 ■本来、当該箇所の歩道橋は防風柵の設置を予定していなかったことから、防風柵を設置すると構造的に強度不足となってしまう可能性もあります。道路管理者にこのことを伝えとともに、通学路の安全確保に努めていきます。	【道路部】道路管理課国県道調整担当 ■歩道橋の管理者である神奈川県と現地を確認した結果、防風柵の設置は構造的に困難であるとの見解でしたが、子どもたちの安全確保のため、防風柵の設置以外の対策を県と協議していきます。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。 【学校教育部】学務課 ■該当箇所については、担当部署へ対応を依頼していますが、引き続き、関連部署と連携して児童・生徒の通学の安全確保を図るため対策を検討します。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。

意見 3 農業後継者不足による地域将来に向けた農用地の用途変更や市街化などの可能性について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	（1）長沼自治会長 ■農用地の多い長沼地区では、農業者の高齢化や後継者不足により、農地の維持が困難になってきている。 今後、地域の将来に向けて、農用地の用途変更を伴う開発行為や一部地域の市街化などの可能性、それらを見据えた取組について、地区住民の増加や地域づくりに繋げる考え方や方法などを、メリットやデメリットを含めて伺いたい。	【環境農政部長・まちづくり計画部長】 ■ 農用地区域からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて運用することになります。 開発に当たって、道路整備や市街化区域への編入を目的とする土地区画整理事業等、公益性が高いと認められる事業を実施する場合は、農用地区域からの除外が認められており、除外に当たっては、県の同意が必要になります。 当該地区の土地利用計画については、本市の総合計画や都市マスタープラン等により推進しております。今後は、昨年3月に策定した都市農業振興計画におけるアクションプランや農業振興地域整備計画と調和を図り、地域の皆様や農業関係団体の皆様のご意見を伺いながら進めていきます。 また、都市計画法において、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域となっています。また、農用地については、総合的に農業の振興を図る土地として指定されています。 農用地の用途変更が伴う開発行為については、非常に難しく、また、市街化区域の編入の可能性については、農業振興施策との整合性を図るとともに、全市的な土地利用のバランスに配慮する必要があります。 なお、他地区におきましても農業者の後継者不足や高齢化などから、地権者等により農業と土地利用について、継続して研究している地域もございます。 【政策部長】 ■市全体の計画である総合計画は、現在、次の計画を作っているところです。12年前の計画では、相川地区の将来像は「厚木の新たな玄関口となる南部産業拠点を形成するまち 相川」となっています。 当地区は、この12年間で交通関係をはじめ最も変化してきた地区であります。今後12年先までの計画を作るに当たり、市全体の中でどのような地区としていくかという視点もありますが、そこに住んでいる方が将来的にどのような街を望んでいるか、地域の皆様の御意見を伺った上で、計画に盛り込んでいきたいと考えています。	【まちづくり計画部】都市計画課 ■都市計画法において、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域となっています。また、農用地については、総合的に農業の振興を図る土地として指定されています。 このようなことから、農用地の用途変更が伴う開発行為については、非常に難しく、また、市街化区域の編入の可能性については、農業振興施策との整合性を図るとともに、全市的な土地利用のバランスに配慮する必要があります。 今後については、現在、策定を進めている都市マスタープラン等の作成に併せて、当該地区を含む市街化調整区域の土地利用の方向性を検討したいと考えています。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。 【環境農政部】農業政策課 ■平成30年3月に策定した厚木市都市農業振興計画におけるアクションプラン策定に係る当該地区の検討会（平成31年1月）の中で、地域の農業関係者の方から、今後も一層農業者の高齢化や後継者不足により、遊休農地の増加を懸念する話を伺っています。 このことから、引き続き、都市農業支援センター等と連携を図り、新たな担い手の確保として農業後継者や新規就農者の支援に努めるとともに、担い手への農地の利用集積を促進していきます。 なお、当該地区の農地については、大部分が農業振興地域の整備に関する法律（以下、農振法）に基づく農用地区域であり、また、現在事業実施中である県営かんがい排水事業の受益地となっていることから、都市的な土地利用を図っていくためには、農振法と土地改良法に基づく協議や調整が必要となります。 《中間報告以降の状況等》 ■市都市農業振興計画における相川地区のアクションプラン検討会を、2月中旬に開催する予定です。 その中で、皆様からの御意見を伺い、相川地区の農業の方向性について検討していきます。 【政策部】企画政策課 ■次期総合計画については、市民検討会議や住民ワークショップなど、様々な市民協働により策定を進めているところですが、地区別計画の策定に当たっては、今後、意見交換会の開催などを通して、地域の皆様の意見を伺いながら、検討していきます。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。

意見 4 増加する外国人居住者の生活習慣やモラル、自治会事業への参加について

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
自治会活動関連	（1）上落合自治会長 ■近年、周辺企業の外国人雇用の増加により、上落合地区も外国人住居者が増加している状況の中、「ごみの分別や収集日を守らない」、「週末に居住者宅が集まり多人数で夜遅くまで談笑している」などの、生活習慣やモラルの違い等が問題となっている。 言葉が通じないなどの理由により、自治会に未加入のため、居住している世帯や人数の把握が出来ず、自治会事業や防災訓練などへの参加希望者を募る事も困難な状況であり、自治会としての対応等に苦慮している。 自治会として外国人とどのように関わっていけば良いか、市としてどのような考えをもっているのか伺いたい。	【協働安全部長】 ■本市には平成31年4月1日現在で、ベトナム、中国、フィリピン、韓国など74か国、約7400人の外国人の方が暮らしています。 本市では、国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化や個性の違いを尊重し合いながら、地域社会の構成員として共に暮らす多文化共生社会の実現を推進していますが、外国人住民との文化の違いや言葉の壁などから、外国人の方との意思疎通に苦慮しているとの御意見は伺っています。 そこで、自治会連絡協議会と協働して対応を検討したところ、外国人の方が、地域で快適に生活していくためには、まずは、自治会に加入していただき、自治会員と外国人の方がお互いにコミュニケーションを円滑にすることが最重要であるとの結論に達しました。 その1つの手段として、昨年度、7か国に対応した多言語での「自治会加入のパンフレット」を作成し、転入時の市民課窓口や地区市民センターで情報を提供するほか、日常生活に必要な日本語の教育を行う「日本語教室」や対話や体験を通じた交流事業として「インターナショナルティーサロン」を開催するなど、様々な方面から多文化共生社会の実現に取り組んでいます。 また、ごみの出し方について、「資源とごみの正しい出し方家庭用ガイドブック」外国語版（英語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語、韓国語）を作成し、市内へ転入したときに、市民課で配布しています。 駐車禁止についても、外国人の方は分かってもらえていない状況がありますが、他の地域では、住んでいる方の母国語で駐車禁止の看板を設置したら車を置かなくなったとのことです。 排出状況が悪い集積所においては、自治会等からの要望に基づき、外国語を併記した看板を掲出するほか、近隣に在住している外国人の方の国が分かる場合は、個別にポスティングや指導などを実施することが出来ますので、お困りの場合はご連絡ください。	【協働安全部】 市民協働推進課 ■協働安全部長の回答のとおりとなりますが、厚木市自治会連絡協議会にも御意見を伝え、協働で課題解決に向けて、取り組んでいきます。 ＜中間報告以降の状況等＞ ■中間報告以降においても変更等はありません。 【環境農政部】 環境事業課 ■協働安全部長の回答のとおりとなりますが、看板設置等を行っても排出状況に変化が見られない場合がありますら、対策を検討しますので環境事業課まで御連絡ください。 ＜中間報告以降の状況等＞ ■中間報告以降においても変更等はありません。